

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査結果（概要）

平成 14 年 6 月 28 日

総 務 省

総務省行政管理局において、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）、「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に基づき、13 年度末現在における行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況を調査した。その結果の概要は以下のとおりである。

I 法令適用事前確認手続の導入状況

「行政機関による法令適用事前確認手続について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）において定める対象法令の分野（IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野）に係る所管法令を有する 11 省庁については、表のとおり平成 13 年度末までに閣議決定に基づき細則、規則等を定め、手続を導入している。（各省庁は細則、規則等に基づき、各省庁の判断で対象法令を定めている。）

表 法令適用事前確認手続の導入状況

府省名	手続の運用開始時期	府省名	手続の運用開始時期
警察庁	平成 14 年 3 月 1 日	厚生労働省	平成 14 年 3 月 29 日
金融庁	平成 13 年 7 月 16 日	農林水産省	平成 14 年 3 月 29 日
総務省	平成 13 年 8 月 31 日	経済産業省	平成 13 年 6 月 1 日
公正取引委員会	平成 13 年 10 月 1 日	国土交通省	平成 14 年 3 月 29 日
法務省	平成 14 年 3 月 27 日	環境省	平成 14 年 3 月 29 日
文部科学省	平成 14 年 3 月 29 日		

※上記以外に外務省は平成 13 年度末時点で本手続を適用すべき法令条項はないが、将来処分等が導入される可能性を考慮して規則の整備を行っている（平成 14 年 3 月 26 日）。

II 行政機関による法令適用事前確認手続による照会・回答及び公表状況

平成 13 年度中に法令適用事前確認手続による照会があり、その照会に対して回答し公表までに至った事案をみると、13 年度末近くに手続を導入した省庁が多かったこともあり、金融庁 1 件、公正取引委員会 4 件、経済産業省 4 件の合計 3 省庁 9 件となっている。

これらについては、照会から回答までの期間は平均 40.8 日（うち補正に要した平均日数は 16.9 日であり、補正に要した日数を除いた照会から回答までの期間は 23.9 日）、回答から公表までの期間は平均 12.6 日となっている。